

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 28 日（火）第 391 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                             |                   |   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| ○保安林の指定予定                   | （森づくり推進課取扱い）      | 1 |
| ○私立学校の廃止の認可                 | （子育て支援課取扱い）       | 2 |
| ○くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止           | （水産振興課取扱い）        | 2 |
| ○くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止           | （水産振興課取扱い）        | 2 |
| ○道路の区域の変更                   | （道路維持課取扱い）        | 2 |
| ○道路の供用の開始                   | （道路維持課取扱い）        | 3 |
| ○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧     | （都市計画課取扱い）        | 3 |
| 公 告                         |                   |   |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告          | （管財課取扱い）          | 3 |
| 教 育 委 員 会 規 則               |                   |   |
| ○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（※） | （義務教育課取扱い）        | 4 |
| 人 事 委 員 会 公 告               |                   |   |
| ○鹿児島県職員採用試験公告               | （総務課取扱い）          | 6 |
| 公 安 委 員 会 告 示               |                   |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示               | （生活安全企画課取扱い）      | 8 |
| 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 |                   |   |
| ○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 | （鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） | 8 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
いちき串木野市金山下13616番3，13854番2・野下13618番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第167号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
幼稚園型認定こども園 東俣幼稚園	鹿児島市東俣町3761番地1	学校法人 鹿児島竜 谷学園	令和5年 2月17日	令和5年 3月31日

#### 鹿児島県告示第168号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県定置漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（下半期）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業（下半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和5年3月1日から同月31日までの間とする。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第169号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和5年3月1日から同月31日までの間とする。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年2月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	松原轟木線	大島郡徳之島町轟木字古納前袋1210番1地先から同町花徳字萬田1900番6地先まで	前	6.3～12.9	388.2
			後	7.6～30.7	387.2

## 鹿児島県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年2月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	松原轟木線	大島郡徳之島町轟木字三五俣1番1地先から同町花徳字萬田1900番6地先まで	令和5年2月28日

## 鹿児島県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
- (2) 名称 和田平タウン地区地区計画

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和5年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和5年2月28日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）
- (3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
- (4) 給食業務（給食の提供）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3828  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 2 月 28 日から同年 3 月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第 1 号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和 31 年鹿児島県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名 称	位置	教育の対象とする障害種別	部 科	修業年限	学 科
鹿児島県立鹿児島盲学校	鹿児島市	視覚障害	小学部 中学部 高等部 高等部 専攻科	6 年 3 年 3 年 3 年	普通科，保健医療科 理療科，保健医療科
鹿児島県立鹿児島聾学校	鹿児島市	聴覚障害	小学部 中学部	6 年 3 年	

			高等部	3 年	産業工芸科, 理容科, 生活デザイン科 理容科
			高等部 専攻科	2 年	
			幼稚部	1 年 以上	
鹿児島県立武岡台特別 支援学校	鹿児島市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立鹿児島特別 支援学校	鹿児島市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立皆与志特別 支援学校	鹿児島市	肢体不自由	小学部 中学部	6 年 3 年	
鹿児島県立鹿児島南特 別支援学校	鹿児島市	知的障害, 肢 体不自由, 病 弱	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立鹿児島高等 特別支援学校	鹿児島市	知的障害	高等部	3 年	普通科
鹿児島県立指宿特別支 援学校	指宿市	知的障害, 肢 体不自由, 病 弱	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立南薩特別支 援学校	南さつま 市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立串木野特別 支援学校	いちき串 木野市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立出水特別支 援学校	出水市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立加治木特別 支援学校	始良市	肢体不自由, 病弱	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立牧之原特別 支援学校	霧島市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立鹿屋特別支 援学校	鹿屋市	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立中種子特別 支援学校	熊毛郡 中種子町	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科
鹿児島県立大島特別支 援学校	大島郡 龍郷町	知的障害, 肢 体不自由	小学部 中学部 高等部	6 年 3 年 3 年	普通科

別記第 3 号様式, 別記第 4 号様式及び別記第 10 号様式から別記第 13 号様式までの規定中「養護」を「特別支援」に改める。

附 則

- 1 この規則は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「鹿児島県立大島養護学校」を「鹿児島県立大島特別支援学校」に、「鹿児島県立中種子養護学校」を「鹿児島県立中種子特別支援学校」に改める。

## 人事委員会公告

### 鹿児島県職員採用試験公告

令和5年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

令和5年2月28日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

- 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
県職員採用試験（大学卒業程度） 「特別枠」	行政	知事部局における事務
	土木	知事部局における専門的業務
県職員採用試験（大学卒業程度）	行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農業	
	畜産	
	農業土木	
	林業	
	水産	
	土木	
	建築	
	電気	
	化学Ⅰ	
	化学Ⅱ	
栄養士		
保健師		

- 2 受験資格

- (1) 次に該当する者

試験名	受験資格
県職員採用試験（大学卒業程度） 「特別枠」	ア 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
県職員採用試験（大学卒業程度）	ア 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者

- (2) 次の試験区分にあっては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免許又は資格
化学Ⅱ	食品衛生監視員の任用資格取得者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者
栄養士	管理栄養士の免許取得者又は令和6年3月31日までに行為される国家試験により取得見込みの者

保 健 師	保健師の免許取得者又は令和 6 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により取得見込みの者
-------	---

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

カ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「特別枠」の試験区分「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）

キ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「特別枠」の試験区分「土木」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

ク 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）の受験者にあつては、「特別枠」の試験に申込みをした者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第 1 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（大学卒業程度） 「特別枠」	令和 5 年 4 月 16 日（日）	鹿児島市 東京都	SPI3（基礎能力試験）， PR 論文（注 1），専門試験 （注 2），エントリーシート （提出書類）（注 3）	令和 5 年 5 月 18 日（木）
県職員採用試験（大学卒業程度）	令和 5 年 6 月 18 日（日）	鹿児島市 東京都	教養試験，専門試験（注 4）， エントリーシート（提出書類） （注 3）	令和 5 年 6 月 27 日（火）

（注 1）PR 論文は、試験区分「行政」において実施し、第 2 次試験の対象者のみ、第 2 次試験の面接試験の参考とする。

（注 2）専門試験は、試験区分「土木」において実施する。

（注 3）エントリーシートは、第 2 次試験の面接試験においても使用する。

（注 4）専門試験は、栄養士及び保健師は実施しない。

(2) 第 2 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（大学卒業程度） 「特別枠」	令和 5 年 5 月 下旬から 6 月 上旬	鹿児島市	面接試験，適性検査	令和 5 年 6 月 中旬
県職員採用試験（大学卒業程度）	令和 5 年 7 月 中旬から 7 月 下旬		論文試験（注 1），専門試験 （注 2），面接試験，適性検査	令和 5 年 8 月 上旬

（注 1）論文試験は、行政、警察事務、栄養士、保健師で実施する。

（注 2）専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、土木、建築、電気、化学 I、化学 II で実施する。

4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験（大学卒業程度） 「特別枠」	県職員採用試験（大学卒業程度）
--	--------------------------	-----------------

申込受付期間	令和 5 年 3 月 6 日 (月) 午前 8 時 30 分から同月 22 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものを。	令和 5 年 5 月 1 日 (月) 午前 8 時 30 分から同月 17 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものを。
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において, 必要な事項を入力し, 申し込むこと。	

(2) 受験申込みは, 一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

#### 5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は, 試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は, 名簿確定の日から原則として 1 年間である。

#### 6 給与

給与は, 鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば, 行政職給料表では, 基準となる給料月額は 185,700 円となり, 職務経歴等のある場合には, この額に一定の基準で加算されることがある。このほか, 通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が, それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

#### 7 その他

各試験の詳細については, 別に試験案内を交付する。

#### 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 (行政庁舎) 12 階

電話 (直通) 099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 19 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は, 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 真・一騎当千 2 D	株式会社大一商会	210364
回胴式遊技機	L 主役は銭形 4 L 1	株式会社オリンピア	2S1590

## 鹿児島海区漁業調整委員会指示

### 鹿児島海区漁業調整委員会指示第 4-3 号

鹿児島海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし, 鹿児島県漁業調整規則 (令和 2 年鹿児島県規則第 52 号) 第 4 条第 14 号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)敷設及びこれを利用して行う漁業について, 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 28 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

#### 1 敷設の承認等

(1) 浮魚礁を敷設しようとする者は, 別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により, 鹿児

島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
  - (3) 以前の浮魚礁に係る鹿児島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。